

武雄市告示第 22 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 9 日

武雄市長 小松 政

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ①武雄町
- ②朝日町
- ③若木町
- ④武内町
- ⑤西川登町
- ⑥東川登町
- ⑦橘町
- ⑧山内町
- ⑨北方町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 1 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

区 域	法 人	個 人	集落営農(任意組織)
①武雄町	0	1	4
②朝日町	4	8	3
③若木町	0	2	3
④武内町	1	1	7
⑤西川登町	0	0	3
⑥東川登町	1	3	5
⑦橘 町	0	2	11
⑧山内町	1	2	2
⑨北方町	0	5	6

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者やリタイア・経営転換する人等は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

③～⑨の各区域共通

- ・水田を有効活用して水稻、麦、大豆を中心とした作物の生産を推進するとともに収益性の高い作物への取り組みを行う。また、集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者といった担い手に農地の集積を行い、地域の農地保全を目指す。

①武雄町

- ・水田を有効活用して水稻、麦、大豆を中心とした作物の生産を推進するとともに収益性の高い作物への取り組みを行う。また、集落営農組織、認定新規就農者といった担い手に農地の集積を行い、地域の農地保全を目指す。

②朝日町

- ・水田を有効活用して水稻、麦、大豆を中心とした作物の生産を推進するとともに収益性の高い作物への取り組みを行う。
- ・法人組織や集落営農組織、認定農業者といった担い手に農地の集積を行い、地域の農地保全を目指す。
- ・法人については現在十分な人員が確保されているが、今後減少が見込まれるので加入促進をすすめていきたい。
- ・施設野菜については県特別栽培等に取り組むなど高付加価値化を目指す。

③若木町

- ・中山間地区においては遊休農地とならないよう、地域の担い手へ集積を推進していく。
- ・経営コストの見直しなど経営改善を行いながら、畜産経営の維持、発展をめざしていく。
- ・法人化へ向けた地域での協議を関係機関と連携しながら行っていく。

④武内町

- ・施設野菜については革新的な栽培システム・技術の導入や生産コストの低減を図る。
- ・畜産については、自給飼料の生産拡大により飼料費の節減を図ることで経営の発展を目指す。

⑤西川登町

- ・茶については茶園の担い手への農地集積や生産経費の節減を図る。

- ・畜産については、自給飼料の生産拡大により飼料費の節減を図ることで経営の発展を目指す。

⑥東川登町

- ・茶については、茶園の担い手への農地集積や生産経費の節減を図る。
- ・施設野菜については、革新的な栽培システムの導入により経営の維持・発展を目指す。

⑦橘町

- ・良食味米の作付による高付加価値化と生産技術の高度化による高品質・安定生産を目指す。
- ・施設野菜については、革新的な栽培システムの導入により生産コストを低減し経営の発展を目指す。
- ・畜産については、自給飼料の生産拡大により飼料費の節減を図ることで経営の発展を目指す。

⑧山内町

- ・施設野菜については、革新的な栽培システムの導入により経営の発展を目指す。
- ・畜産については、自給飼料の生産拡大により飼料費の節減を図ることで経営の発展を目指す。
- ・中山間地においては遊休農地とならないよう地域の担い手へ集積を推進していく。
- ・茶については、茶園の担い手への農地集積や生産経費の節減を図る。

⑨北方町

- ・施設野菜については、革新的な栽培システムの導入により生産コストを低減し経営の発展を目指す。
- ・露地野菜については機械化・低コスト生産を目指す。
- ・果樹については、高品質果実生産の取り組みを目指す。
- ・中山間地においては担い手へ農地集積を行い、農地の保全を図る。